

令和4年度沖縄らしい風景づくりに係る人材育成業務
仕様書

1. 業務名

令和4年度沖縄らしい風景づくりに係る人材育成業務

2. 目的

豊かな自然環境と固有の歴史文化から形成されてきたかつての沖縄の風景は、「美しい」と評された首里の都に代表されるように豊かなまちなみが形成されていた。しかしながら、戦争でその多くが失われ、復帰後の急激な社会基盤整備などにより沖縄の風景は大きく変化してきた。

近年においては、国、県、市町村、関係団体などにおいて、風景まちづくりに対する取り組みが行われ、また、県民のまちなみ・風景に対する機運も高まってきている。魅力あふれる沖縄らしい風景づくりには、環境や景観に配慮したまちなみの整備とあわせて、個性豊かな風景づくりに貢献できる人材が必要となるため、平成25年3月に策定した「沖縄の風景づくりに係る人材育成計画」に基づく人材育成を実施する。

3. 事業期間

契約締結日の翌日から令和5年3月31日

4. 委託業務の概要

- (1) 風景づくりサポーターの育成
- (2) 地域景観リーダーの育成
- (3) 景観行政コーディネーターの育成
- (4) 報告書の作成
- (5) 打合せ
- (6) その他、協議し決定した事項

5. 委託業務の詳細

風景づくりに係る人材育成計画（H25年3月策定）に基づき、次のとおり人材育成の実施及び運営を行う。

※実施内容については企画提案を踏まえ、県と調整の上、決定するものとする。

(1) 風景づくりサポーターの育成

ア 景観モデル候補地区である壺屋地区、金城町地区、前田地区、浜比嘉地区、字豊見城地区、竹富島地区の6地区において、それぞれの景観特性にあった人材育成プログラムを実施するため、各地区の景観に対する取り組みや課題、ニーズの把握を行う。

イ 幅広い年代層が地域のまちづくりと関わり、継続的な取り組みが行われ良好な景観

の形成に寄与するよう、地区の特性に合わせたプログラムの検討及び作成を行う。

ウ 上記6地区の地域住民を対象に、講習会やまち歩き、ワークショップ、実地研修等を通し、地域の景観形成の担い手となる人材を育成する。実地研修（催し等を含む）の実施及び準備に係る材料費及び用具レンタル等の費用は6地区で合計180万円（税抜）以上とする。

※実地研修費は、講師への謝礼金や旅費交通費は含まれない。ただし実地研修を行う際に職人等の専門技術者の立ち会いを要する場合は、その技術者等へ支払う経費は含まれる。

エ 講師の選定にあたっては、実施地区及び市町村等と調整を行ったうえで、地元自治会や各市町村景観担当者等と連携し、地域のまちづくり活動を行っているNPO法人、景観整備機構、地域のまちづくり技術者、各市町村景観行政職員等地域のまちづくりと関係のある者を選定することとする。

オ 講習会等の開催については、各地域の公民館等で行うこととする。

カ 取組を実施した地域において、沖縄独特の風景・まちなみ景観であると感じるか、取組に対する満足度、等といった内容を含むアンケート調査を行い、事業の在り方について検証を行うこととする。

(2) 地域景観リーダーの育成

ア 風景づくりサポーター人材育成の対象6地区の地域のリーダーとなりうる人材（各地区3名程度で18名以上）を対象に、景観形成に係る全体講習会（半日・2回）及び県内先進地事例研修（本島内：1泊2日・1回）を開催し、地域景観づくりの核となる人材を育成する。ただし、離島からの参加者については前泊もしくは後泊できるようにすること。

(3) 景観行政コーディネーターの育成

ア 主に県内市町村景観行政担当者を対象に、県内外講師等による景観に係る基礎的講習（2日間程度・1回）を行う。

イ 県内市町村の景観行政担当者を対象に、景観地区指定等に向けた法規制及び合意形成等に係る研修会（半日程度・3回）を開催し、景観の実務に関する知識及び技術の向上を図る。

ウ 景観に係る県外先進地現地研修（2泊3日・1回）に係るプログラムの作成、研修先との事前調整及び研修先での案内を行う。

(4) 報告書の作成

ア 業務概要、風景づくりサポーター育成の取組と結果、全体の総括、アンケート結果等をまとめた報告書を作成する。

(5) 打合せ

ア 本業務に関する打合せは原則5回実施する（着手1回・中間3回・最終1回）。

(6) その他、協議し決定した事項

6. 再委託の制限事項

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、契約の主たる部分（契約金額の50%を超える業務、企画判断、管理運営、指導監督、確認検査等の業務）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない（これらの業務における補助業務等については、県と前もって協議すること）。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

7. 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、報告書印刷製本等の単純業務について第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りでない。

8. 成果品について

本業務における成果品は次のとおりとする。

(1) 報告書（本編） A4判・カラー200p以上 2部

ア 各業務の成果、アンケート等を掲載する。

(2) 報告書（資料編） A4判・カラー・ファイル綴じ 1部

ア 本業務に係る支出等を確認できる資料及び講習等で使用した資料等を掲載・添付する。

(3) 報告書（本編）の概要パンフレット A4判・カラー・20p程度 250部

ア 本業務の成果の抜粋を掲載する。

(4) (1)～(3)のデータ版（PDFデータとする。画像については、オリジナルデータ(jpeg等)も格納する。） DVD-Rまたはフラッシュメモリ 1部

9. 連絡調整

(1) 本業務の実施にあたり統括担当者を置くこととし、業務委託契約締結後速やかに沖縄県に対して、統括担当者の氏名及び役職等を報告すること。

(2) 統括担当者は、適宜、当該業務の進捗状況等について報告等を行うこと。その他、随時、沖縄県の求めに応じて報告・調整等を行うこと。

10. その他

(1) 委託業務の内容については、原則、企画提案書のとおりとするが、実施段階において新型コロナウイルスの感染拡大その他の諸事情により実施が困難な場合は、協議の上、変更を行うこととする。

(2) その他、本仕様書に示されていない事項については、協議の上、取り決めるものとする。